



いわゆる ダブル・ディップ の類型

渡辺裕泰

早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
元国税庁長官

ダブル・ディップとは

国際課税の世界には、「ダブル・ディップ」という専門用語がある。各国の法人税制の差を利用して、同一の支出について、両方の国で二重に損金算入することをいう。これは、ある国の税制では法人として法人課税を受けるが、他の国の税制では支店あるいはパートナーシップとして法人課税でなく構成員課税（パススルー課税）を受ける事業体、いわゆる「ハイブリッド事業体」を使うことによって可能になる。課税当局にとっては、どの国も課税しない、いわゆる「課税の空白」が生ずるので困ったことであるが、

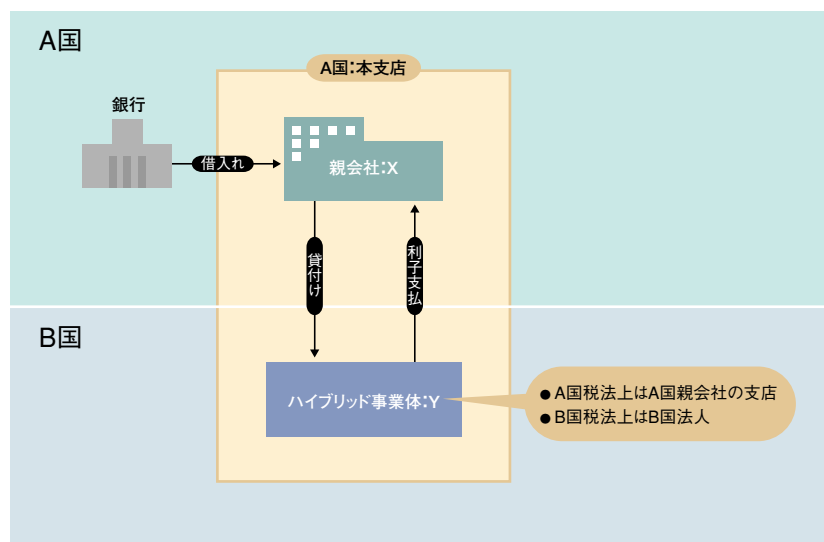
企業にとっては「一粒で二度おいしい」のでありがたいこととなっている。今回はその類型を二つ紹介したい。

ハイブリッド事業体を利用した 支配利息の二重損金算入（下図）

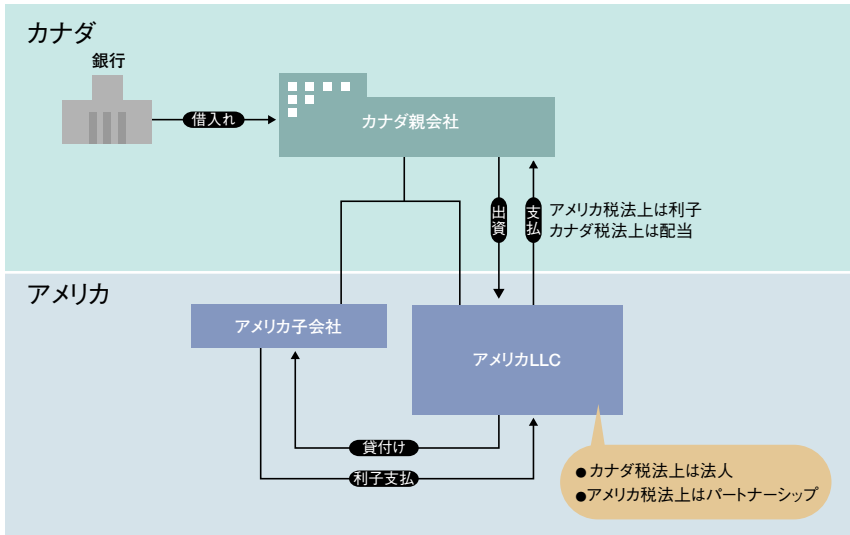
A国法人Xが、B国に事業体Yを設立する。Yは、B国の税法上はB国法人として法人課税を受けるが、A国の税法上はXの支店として扱われるようなハイブリッド事業体として設立する（たとえば、A国がアメリカの場合、株式会社としての取扱いが指定されていない海外の事業体については、チェック・ザ・ボックス

ス・レギュレーション・ルールにより、Yが構成員課税（パススルー課税）——この場合は支店としての課税——を受けることを選択できる。日本の合同会社や特例有限会社は、アメリカ税法上は、このようなハイブリッド事業体とされている）。

A国法人Xが、A国の銀行から貸付けを受け、同額をB国のハイブリッド事業体Yに貸付けを行うと、事業体YはB国では法人課税を受けるので、Xに対する支払利息を法人所



得計算上損金に算入できる。他方で、事業体YはA国税法上はXの支店とされるので、Xが受け取った利子は同一企業内の内部利子とされ、Xの課税上益金として認識されない。Xは銀行からの借入金の利子を損金算入するだけということになる。したがって、グループとしてみると、一つの借金の利子について、XとYの両方で二重に損金算入できることになる。



ハイブリッド事業体と受取配当益金 不算入を利用して二重控除した例(左上図)

カナダの親会社が銀行から借金して、アメリカの子会社に貸付けを行う際に、直接アメリカ子会社に貸し付けず、アメリカに別途設立したLLC (Limited Liability Company) に出資したうえで、LLCがアメリカの子会社に同額を貸し付ける形をとる。アメリカのLLCは、アメリカ税法上は、チェック・ザ・ボックス・レギュレーション・ルールにより、構成員課税(パススルー課税)を受けるか法人課税を受けるかの選択ができるので、構成員課税(パススルー課税)——この場合はパートナーシップとしての課税——を選択する。他方、アメリカのLLCは、カナダ税法上は、法人として扱われる。

アメリカでの課税上、アメリカ子会社がLLCに払った利子は、アメリカ子会社の法人所得計算上損金に算入できる。しかしながら、利子を受け取ったLLCは構成員課税(パススルー課税)を選択しているので、アメリカではLLCには課税されず、利子はカナダの親会社に直接帰属することとなる。さらに、利子がカナダに送金される際の源泉徴収には、米国—カナダ租税条約により軽減税率が適用になる。

他方、カナダでの課税上は、アメリカのLLCがカナダ親会社に支払ったものは配当とされ、全額が受取配当益金不算入の対象となり、課税されない。結局、カナダの親会社も銀行か

らの借金の利子を損金算入するだけということになる。グループとしてみると、一つの支払利子について、軽減税率の源泉徴収を受けるだけで、二重に控除を受けたことになる。

これに対し、アメリカ政府は、一九九七年、国内歳入法を改正して、軽減税率の適用を認めないことに変更した。すなわち、ハイブリッド事業体がアメリカにおいて取得した投資所得については、条約相手国において当該所得が相手国の企業の所得として課税されない場合には、条約上の軽減税率の対象としないことに変更したのである。

クロスボーダーのリース取引 を用いた減価償却費の二重控除

わが国では、リース取引(所有権移転外ファイナンス・リース取引)の大部分は賃貸借として扱われてきたので、貸し手(レッサー)が減価償却をすることになっている。ところが、アメリカや旧イギリス領国ではリース取引は、割賦販売契約(延払い売買)として取り扱われているので、日本流に言えば借り手(レシーバー)が減価償却することになる。したがって、日本のリース会社がアメリカ企業にリースすると、両方で減価償却できる、ダブル・ディップになっている。

しかしながら、日本もアメリカ等と同様に延払い売買として扱うように平成一九年度に改正されたので、このダブル・ディップは、もう使えなくなる。